

仙台市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱

(平成 27 年 3 月 30 日健康福祉局長決裁)

(目的)

第 1 条 本事業は、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 3 条に規定する就労状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（以下「生活困窮者」という。）が、困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的な相談支援を実施することにより、その者の社会的自立及び経済的自立に資することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本事業は、仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」にて実施する。

(対象者)

第 3 条 本事業の対象者は、法第 2 条第 1 項に規定する生活困窮者であって、仙台市内に居住しているものとする。

2 前項の規定に関わらず、市長が特に認める場合には、対象者とすることができる。

(事業の内容等)

第 4 条 本事業は、生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）及び生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（平成 27 年 3 月 27 日付け社援発 0327 第 2 号厚生労働省社会・援護局長通知）に定めるとおり実施する。

(関係機関との連携)

第 5 条 生活困窮者に対する支援は、対象者の早期把握、包括的な支援のため、本事業に基づく支援のみならず、社会福祉協議会、ハローワーク、民生委員児童委員協議会等の地域における関係機関、関係事業との積極的な連携に努める。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めのない事項は、保護自立支援課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日より実施する。

附 則（平成 30 年 10 月 1 日改正）

この改正は、平成 30 年 10 月 1 日より実施する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日改正）

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日より実施する。